

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和7年2月19日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和48年鹿沼市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（次の部において「旧法」という。）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の部を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する中間検査又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する中間検査（同法第15条第2項又は第34条第2項の規定により同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受	(1) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートル以内の場合	1件につき 3,700円
	(2) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	1件につき 5,600円
	(3) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	1件につき 9,400円
	(4) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が40,000平方メートルを超え70,000平方	1件につき 16,000円

けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)	メートル以内の場合	
	(5) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	1件につき 28,000円
	(6) 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が100,000平方メートルを超える場合	1件につき 39,000円

別表第1旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の部を削る。

別表第2の1の部を次のように改める。

1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)	(1) 建築物に関する確認申請手数料	
	申請部分の床面積の合計	申請1件につき
	30平方メートル以下	9,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	16,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以下	28,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以下	43,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	66,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	94,000円
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	310,000円	
50,000平方メートルを超えるとき。	560,000円	
確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更		

の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。

(2) 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び62の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下同項において同じ。）を用いた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を前号に掲げる金額に加算した額

ア 一戸建ての住宅

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満	11,000円
200平方メートル以上	13,000円

イ 長屋又は共同住宅

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満	21,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	34,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	54,000円
5,000平方メートル以上	71,000円

(3) 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料

種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。次項において同じ。）	15,000円
確認を受けた建築設備の計画の変更	8,000円
小荷物専用昇降機	7,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円
工作物	13,000円
確認を受けた工作物の計画の	7,000円

変更

別表第2の2の部中「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第21項」に改め、同部建築物に関する完了検査申請手数料の項中

「		「		
	20,000円		22,000円	
	25,000円		32,000円	
	36,000円		50,000円	
	63,000円		75,000円	
	81,000円	を	97,000円	に改め、
	150,000円		180,000円	
	240,000円		280,000円	
	470,000円		560,000円	
」		」		

同部中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料の項中

「		「		
	24,000円		27,000円	
	35,000円		42,000円	
	61,000円		73,000円	
	78,000円	を	93,000円	に改め、
	140,000円		160,000円	
	230,000円		270,000円	
	460,000円		550,000円	
」		」		

同部中間検査の合格証交付を受けた建築設備に関する完了検査申請手数料の項を削り、同表3の部中「(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)」を「又は第18条第29項」に改め、同部建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料の項を削り、同表4の部中「第7条の6第1項第1号又は第2号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同表21の部中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表57の部第3号中「前号」を「第1号」に改め、「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額」の次に「を合算した金額」を加え、同号アを次のように改める。

ア 床面積(建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。)の合計に応じ、1の項に定める金額

別表第2の58の部第3号ア中「前項第3号ア」を「1の項」に改め、同表60の部第1号ア中「(平成27年法律第53号)」を削り、同部第2号を次のように改める。

(2) 前号の申請に併せて行う法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額	
ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項に定める金額	
イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請1件につき57の項第3号イに定める金額
ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物	1の建築設備ごとに57の項第3号ウに定める金額

別表第2の61の部第2号ア中「前項第2号ア」を「1の項」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請1件につき57の項第3号イに定める金額
ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置されている建築物	1の建築設備ごとに58の項第3号ウに定める金額

別表第2の62の部及び63の部を次のように改める。

62 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料				
	(1) 一戸建ての住宅に係る建築物の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	ア 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>申請1件につき</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル未満</td> <td>32,000円</td> </tr> </table>	床面積の合計	申請1件につき	200平方メートル未満	32,000円
床面積の合計	申請1件につき				
200平方メートル未満	32,000円				

200平方メートル以上	36,000円
イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満	24,000円
200平方メートル以上	26,000円

(2) 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満	18,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	25,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	35,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	89,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	130,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	160,000円
25,000平方メートル以上	200,000円

イ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
--------	---------

300平方メートル未満	21,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	29,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	40,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	95,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	140,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	170,000円
25,000平方メートル以上	210,000円

(3) 第1号及び前号に掲げる建築物以外の建築物の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を
合算した金額

ア 住宅（イに係るものを除く。）の用途に供する部分
の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 性能基準を用いる場合 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満	32,000円
200平方メートル以上	36,000円

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げ
る区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
200平方メートル未満	24,000円
200平方メートル以上	26,000円

イ 共同住宅等の用途に供する部分の場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 性能基準を用いる場合 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満	65,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	100,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	180,000円
5,000平方メートル以上	260,000円

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満	48,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	80,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	140,000円
5,000平方メートル以上	200,000円

ウ 非住宅の用途に供する部分の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) モデル建物法を用いる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請1件につき
300平方メートル未満	82,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	100,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	130,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	220,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	290,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	340,000円
25,000平方メートル以上	400,000円

(イ) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合	申請 1 件につき 62 の項第 1 号ア に定める金額
--	------------------------------------

b 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合

床面積の合計	申請 1 件につき
200 平方メートル未満	16,000 円
200 平方メートル以上	18,000 円

c 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合	申請 1 件につき 62 の項第 1 号イ に定める金額
------------------------	------------------------------------

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

a 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）

(a) 誘導性能基準を用いる場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号ア (ア) に定める金額
------------------	--

(b) 誘導仕様基準を用いる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計	申請 1 件につき
200 平方メートル未満	16,000 円
200 平方メートル以上	18,000 円

(c) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号ア (イ) に定める金額
--------------------------	--

b 共同住宅等の部分

(a) 誘導性能基準を用いる場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号イ (ア) に定める金額
(b) 誘導仕様基準を用いる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計	申請 1 件につき
300 平方メートル未満	31,000 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	53,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	97,000 円
5,000 平方メートル以上	140,000 円
(c) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号イ (イ) に定める金額
c 非住宅部分	
(a) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。)を用いる場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号ウ (ア) に定める金額
(b) 標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。)を用いる場合	申請 1 件につき 62 の項第 3 号ウ (イ) に定める金額

別表第 2 の 65 の部第 2 号を次のように改める。

(2) 前号の申請に併せて行う法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請に対する審査 次に掲げる金額を合算した金

額

ア 床面積（建築物の建築をする場合にあつては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項に定める金額	
イ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請1件につき57の項第3号イに定める金額
ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物	1の建築設備ごとに57の項第3号ウに定める金額

別表第2の65の部を同表64の部とし、同表66の部中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同部第1号イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額を合算した金額

a 計画の認定を受けた住宅部分（共同住宅等を除く。）	前項第1号イ(イ) aに定める場合の区分に応じ、それぞれに定める手数料の2分の1に相当する金額
b 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項第1号イ(イ) bに定める場合の区分に応じ、それぞれに定める手数料の2分の1に相当する金額
c 計画の認定を受けた非住宅部分	前項第1号イ(イ) cに定める場合の区分に応じ、それぞれに定める手数料の2分の1に相当する金額
d 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又	前項第1号イ(イ)に定める場合の区分

は非住宅部分	に応じ、それぞれに定める手数料に相当する金額
--------	------------------------

別表第2の66の部第2号ア中「前項第2号ア」を「1の項」に改め、同号イ中「前項第2号イ」を「57の項第3号イ」に改め、同号ウ中「当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る1の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項第2号ウ」を「58の項第3号ウ」に改め、同部を同表65の部とし、同部の次に次の1部を加える。

66 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出	特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査手数料 次に掲げる金額を合算した金額	
	(1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項に定める金額	
	(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請1件につき57の項第3号イに定める金額
	(3) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物	1の建築設備ごとに57の項第3号ウに定める金額

別表第2の67の部を次のように改める。

67 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出	特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出に対する審査手数料 次に掲げる金額を合算した金額	
	(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、1の項に定める金額	
	(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物	申請1件につき57の項第3号イに定める金額
	(3) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物	1の建築設備ごとに58の項第3号ウに定める金額

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1宅地造成等規

制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（次の部において「旧法」という。）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の部の改正規定及び同表旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の部を削る改正規定については、規則で定める日から施行する。

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。